

岩手県告示第560号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

令和3年7月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年6月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐藤土木工業有限会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市山口五丁目4番12号
 - ウ 代表者の氏名 佐藤七郎
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第7243号
 - (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年6月30日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年6月29日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社エス・ロードコーポレーション
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市真柴字小西43番地5
 - ウ 代表者の氏名 佐藤正和
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-30）第70214号
 - (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年6月29日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年7月1日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 サカミ水道
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市宮町四丁目6番3号
 - ウ 代表者の氏名 坂下浩司
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第120028号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 令和3年6月30日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年6月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 O U H I 株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市太田二丁目9番17号
 - ウ 代表者の氏名 上田力
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第220211号
 - (3) 処分の内容 解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 令和3年6月29日付けで解体工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第5号に該当する。